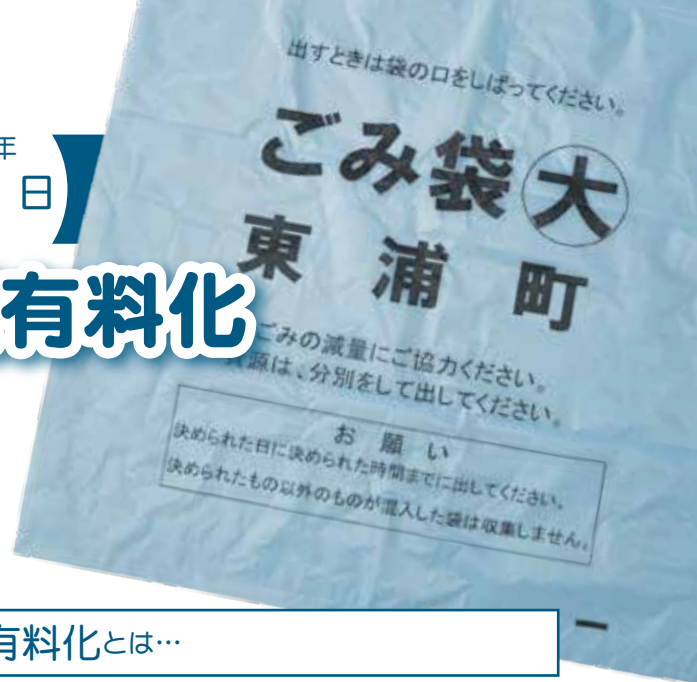


実施します

平成31年
4月1日
から

家庭系可燃ごみ処理有料化

「ごみの減量化」を推進するとともに、ごみ処理費用に対する「住民負担の公平性の確保」および「財源確保」を図るため、平成31年4月1日より家庭系可燃ごみ処理有料化を実施します。



家庭系可燃ごみ処理有料化とは…

ごみを出す人が出す量に応じて、ごみの収集・運搬・処分に係る経費の一部を手数料として負担していただく制度です。なお、町では、この「ごみ処理手数料」を「町指定ごみ袋の購入価格」とする方法で有料化を実施します。

現在 平成31年 3月31日まで

$$\text{町指定ごみ袋の価格} = \text{ごみ袋の製造費} + \text{小売店の利益}$$

ごみの収集・運搬・処分に係る経費は、住民税などで賅っています。

新 平成31年 4月1日から


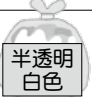
$$\text{町指定ごみ袋の価格} = \text{ごみ処理手数料(ごみの収集・運搬・処分に係る経費の一部)}$$

ごみ袋の製造費は、住民税などで賅います。

平成31年
4月からの

町指定ごみ袋の購入価格

本制度を実施するに当たり、町指定ごみ袋の色および購入価格が変わります。新しい町指定ごみ袋の色は「半透明青色」から「半透明白色」に変わります。また、小売店での購入価格は次のとおりです。

ごみ袋のサイズ	現在 平成31年 3月31日まで 	新 平成31年 4月1日以降 
	小売店での購入価格 (10袋入り1パック)	小売店での購入価格 (10袋入り1パック)
大(45ℓ)	100円 ※1	450円
中(30ℓ)	80円 ※1	300円
小(20ℓ)	70円 ※1	200円

※1 小売店によって購入価格は異なります。

現在の町指定ごみ袋は？

平成31年4月1日以降、現在の町指定ごみ袋(半透明青色)は「もえるごみ」の排出には使用できなくなりますので、計画的なご購入をお願いします。なお、資源ごみの「プラスチック製容器包装」や「布類」の排出には、平成31年4月1日以降も引き続き使用できます。



「もえるごみ」の排出には使えなくなります

計画的なご購入を！

説明会 の開催

家庭系可燃ごみ処理有料化に向けた説明会を9月以降、地区ごとに延べ90回程度開催していく予定です。

説明会の開催日時は今後の広報ひがしうらや町ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ
環境課 内線283